

2025年度不動産その他の重要な財産の取得または処分および「不動産その他の重要財産取扱基本要領」の一部改正に関する件(3月21日)

本委員会は、令和7年3月21日、2025年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関し決定した。また、「不動産その他の重要財産取扱基本要領」（平成23年3月1日決定）について、不動産その他の重要財産に関して一層適切な取扱いを確保する観点から、別紙のとおり一部改正し、令和7年4月1日より実施することを決定した。

「不動産その他の重要財産取扱基本要領」中一部改正

○3. (1) イ、(ロ)を横線のとおり改める。

(ロ) 不動産以外の重要な財産の取得

- a. 取得単価が~~3千万~~1億円以上の什器および保証金権利金の取得
- b. 取得単価が~~3千万~~1億円を下回るものの、年度間を通じて複数回購入または製作するもので、年度間の累計額が1億円以上の什器の取得
- c. 取得することとした場合の調達額がa. またはb. の基準を満たす什器の新規借入

○別紙の1. (2)を横線のとおり改める。

(2) 概算工事費1千万億円未満の営繕工事

○別紙の3. (1)を横線のとおり改める。

- (1) 1. (1) に掲げるもののうち、取得価額が1億円以上のものおよびまた
は2. (1)に掲げるもののうち、取得価額または処分価額が1千万円以
上のもの